

受験指導20年超・合格者輩出数日本一!

秋保雅男の

2007
年版

ごうかく 社労士

〔追 録〕

本追録は、『ごうかく社労士』2007年版が刊行された後に公布・施行された主な法令等をフォローしたものです。本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である平成19年4月13日現在の法令に基づき執筆されております。

中央経済社

2007年版 秋保雅男のごうかく社労士 〈追録〉

本追録は、「2007年版 秋保雅男のごうかく社労士（労働基準法～厚生年金保険法）」に掲載した法令等について、その発刊後に公布・公表された改正点のうち、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用基準日である平成19年4月13日現在において施行されている部分をお伝えするものです。

本追録中の“☐p.”は、「2007年版 秋保雅男のごうかく社労士」の対応ページを指します。

労働安全衛生法

●産業の資格要件の改正

学校教育法の改正により、「助教授」が「**准教授**」に改められた。これに伴い、産業医の資格要件の一部が改正された（安衛則14条2項4号関係）。

改正後…産業医は、医師のうち、次の要件を備えた者とする。

イ～ハ 略

ニ 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、**准教授**又は講師（常時勤務する者に限る）の職にあり、又はあった者

ホ 略

[H19. 4. 1 施行] ☐p.126 関連

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

●一般拠出金の徴収の開始に伴う改正

石綿による健康被害の救済に関する法律において、「**一般拠出金**」の徴収等が開始されたことに伴い、徴収法施行規則の一部を改正することとした。

【前提】石綿による健康被害の救済に関する法律に規定する**一般拠出金**の概要

一般拠出金の徴収等

① 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（労災保険適用事業主）から、毎年度、**一般拠出金***を徴収する。

*労災保険適用事業主から徴収する**一般拠出金の額**は、徴収法の規定により一般保険料の計算の基礎となる賃金総額に一般拠出金率（一律1,000分の0.05）を乗じて得た額。

② 厚生労働大臣は、一般拠出金を徴収したときは、機構（独立行政法人環境再生保全機構）に対し、徴収した額から一定の額を控除した額に相当する金額を交付するものとする。

③ 労災保険適用事業主は、一般拠出金の納付等の一般拠出金事務を労働保険事務組合に委託することができる（労働保険事務組合は、当該事務を処理することができる）。

(1) 労働保険料の充当について

「概算保険料>確定保険料」の場合の超過額等を充当するものに、「**未納の一般拠出金**」等を追加することとした（徴収則37条関係）。

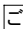
改正後…労働保険料の還付の請求がない場合には、所轄都道府県労働局歳入徴収官は、確定保険料の超過額（「概算保険料>確定保険料」の場合の超過額）又は有期事業のメリット制により確定保険料の額が引き下げられたときの差額を、次の保険年度の概算保険料若しくは未納の労働保険料その他徴収法の規定による徴収金又は**未納の一般拠出金**その他石綿による健康被害の救済に関する法律の規定により準用する徴収法の規定による徴収金に充当するものとする。

[H19. 4. 1 施行] ☐p.424 関連

(2) 一般拠出金に係る報奨金の交付

労働保険料に係る報奨金に準じて、一般拠出金についても、報奨金を交付することとした（報奨金政令2条2項、報奨金省令2条3項関係）。

なお、一般拠出金に係る報奨金の額は、「その計算の対象となる一般拠出金の額に100分の3.5を乗じて得た額（労働保険料に係る報奨金とは異なり、厚生労働省令で定める額の加算はない）」とする。

[H19. 4. 1 施行]  p. 445 関連

(3) その他

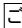
- ① 「労働保険事務処理委託届」と「労働保険事務処理委託解除届」の名称を、「労働保険事務等処理委託届」と「労働保険事務等処理委託解除届」に改めることとした（徴収則60条関係）。
- ② 労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿のうち、「労働保険事務処理委託事業主名簿」を、「労働保険事務等処理委託事業主名簿」に改めることとした（徴収則64条関係）。

[H19. 4. 1 施行]  p. 444, 445 関連

健康保険法

●医療法等の改正に伴う健康保険法の改正


病床の種別ごとにその数を定めて保険医療機関の指定を行うことを定めた規定中の「療養病床」を「病床」に改めた。これに伴い、指定の更新時の申請のみなし（法68条2項）の規定が適用されるのは、「保険医療機関（病院又は病床を有する診療所を除く）又は保険薬局であって厚生労働省令で定めるもの」となった（健保法65条2項関係）。

[H19. 1. 1 施行]  p. 488, 489 関連

●政管健保の介護保険料率等の告示

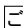
- (1) 政府管掌健康保険の平成18年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の内平均額に基づく標準報酬月額

「28万円」と告示された〔変更なし〕（平19. 2. 27 社告8号）。

 p. 484 関連

- (2) 政府管掌健康保険の介護保険料率

平成19年3月1日以降（同年4月納付分以降）においても「1,000分の12.3」と告示された〔変更なし〕（平19. 2. 27 社告3号）。

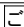
 p. 545 関連

国民年金法

●脱退一時金の額の改定

保険料額の引き上げに応じた自動改定の規定により、平成19年度における国民年金の脱退一時金の額は、政令により、次の金額とされた（改定政令3条関係）。

対象月数	平成17年度の額(法定の額)	平成19年度の額
6月以上12月未満	40,740円	42,300円
12月以上18月未満	81,480円	84,600円
18月以上24月未満	122,220円	126,900円
24月以上30月未満	162,960円	169,200円
30月以上36月未満	203,700円	211,500円
36月以上	244,440円	253,800円

 p. 660 関連

●保険料改定率の改定

平成 19 年度における保険料改定率は、「0.997」とされた（改定政令 2 条関係）。

したがって、平成 19 年度における国民年金の保険料額は、実際には、 $14,140 \text{ 円} \times \text{保険料改定率} (0.997) = 14,097.58 \text{ 円} \rightarrow \text{端数処理}^* \rightarrow 14,100 \text{ 円}$ となる。

*端数処理は、5 円未満は切捨て、5 円以上 10 円未満は 10 円に切上げ。

☞ p. 666, 667 関連

厚生年金保険法

●70 歳以上の使用される者について

① 70 歳以上の使用される者とは、原則として、「被保険者であった 70 歳以上の者で当該適用事業所に使用される者として厚生労働省令で定める要件に該当するもの」をいう。

この規定中の「厚生労働省令で定める要件」は、「**適用事業所に使用される者であって、かつ、適用除外の事由に該当する者でないこと**」とする（厚年則 10 条の 4 関係）。

② 70 歳以上の使用される者について、**該当の届出・不該当の届出**の規定を設けるとともに、被保険者と同様に、**報酬月額・賞与額に関する届出等**をしなければならないこととした（厚年則 15 条の 2, 16 条, 18 条～19 条の 5, 22 条の 2 ほか関係）。

該当の届出・不該当の届出⇒提出期限は 5 日以内（船員たる 70 歳以上の使用される者にあつては 10 日以内）。提出先は社会保険事務所長等。

[H19. 4. 1 施行] ☞ p. 724, 725 関連

●老齢厚生年金の支給繰下げについて

厚年法 44 条の 3 の規定による老齢厚生年金の支給繰下げの際に加算する“政令で定める額（繰下げ加算額）”の計算方法を定めた（厚年令 3 条の 5 の 2 関係）。

繰下げ加算額の計算方法⇒繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月（以下「受給権取得月」という）の前月までの被保険者期間を基礎として法 43 条 1 項の規定によって計算した老齢厚生年金の額に**平均支給率***を乗じて得た額に**増額率****を乗じて得た額とする。

* **平均支給率**…受給権取得月（当該受給権取得月から支給繰下げの申出日の属する月までの期間が 5 年を超える場合には、当該申出日の 5 年前の日の属する月）の翌月から申出日の属する月までの月までの各月の支給率（在職老齢年金の規定が適用される要件に該当する月にあつてはその規定による支給停止額を受給権取得月の前月までの被保険者期間を基礎として法 43 条 1 項の規定によって計算した老齢厚生年金の額で除して得た率を 1 から控除して得た率とし、それ以外の月にあつては 1 とする）を合算して得た率を当該受給権取得月の翌月から申出日の属する月までの月数で除して得た率をいう。

****増額率**…1,000 分の 7 に受給権取得月から支給繰下げの申出日の属する月の前月までの月数（60 が限度）を乗じて得た率をいう。

[H19. 4. 1 施行] ☞ p. 752～753 関連

●遺族厚生年金の額・支給停止について

遺族厚生年金の額を計算する場合及び老齢厚生年金等との調整により遺族厚生年金を支給停止する場合において、老齢厚生年金等の合計額から控除する“政令で定める額”を、退職共済年金に係る「**職域加算額**」とした（厚年令 3 条の 10 の 2～12 ほか関係）。

[H19. 4. 1 施行] ☞ p. 802, 808～809 関連

国民年金法・厚生年金保険法（共通）

●受給権者の申出による支給停止について

受給権者の申出によりその支給が停止されている国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による年金たる保険給付は、“政令で定める法令の規定”の適用については、**その支給を停止されていないものとみなすこととされているが**、この規定中の“政令で定める法令の規定”を次のように定めた（国年令4条の4の2，厚年令3条の4関係）。

政令で定める法令の規定⇒「労災保険法別表第1（労災保険の年金と社会保険の年金との調整）」、「健康保険法108条4項（傷病手当金と老齢退職年金給付との調整）」ほか。

[H19. 4. 1 施行] ㊦p. 597, 733 関連

●改定率・再評価率の改定等

平成19年度の「年金額」については、平成18年度の年金額と同額となった。

なお、ここでいう「年金額」とは、改定率・再評価率による改定（実際には、物価スライド特例措置）の対象となる年金額のことであり、国年法の子の加算額，厚年法の加給年金額を含んだもののことである。

(1) 法律本来の年金額について

平成18年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率は+0.3%（1.003）となったが、対前年度比の名目手取り賃金変動率は0.0%（1.000）となった。

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1以上となる場合には、改定率・再評価率は、**68歳に達した年度の前・以後ともに名目手取り賃金変動率を基準として改定することが法律で定められている。**

そのため、改定率（0.997）・再評価率は改定されない（「前年度の率×名目手取り賃金変動率（1.000）＝前年度と同率」となるため）。したがって、結果的に平成19年度の年金額は、平成18年度と同額となる。

㊦p. 608, 611 (㊦㊦イ), 616, 632, 634, 644, 649, 738, 739 (㊦㊦㉓), 746, 764, 790 他関連

(2) 物価スライド特例措置により実際に支給される年金額について

物価スライド特例措置に係る旧物価スライド率（0.985）は、物価が低下した場合にのみ改定されるので、平成19年度においては改定されない。したがって、結果的に、**実際に支給される平成19年度の年金額も、平成18年度と同額となる。**

㊦p. 608, 612, 616, 632, 634, 644, 649, 740, 743, 764, 790 他関連

(3) その他の率・額について

従前額改定率（0.998）についても改定はない。

また、支給停止調整額（48万円）、支給停止調整開始額（28万円）、支給停止調整変更額（48万円）についても改定はない。

㊦p. 742, 754, 755, 772～774 関連

●基礎年金に対する国庫負担

平成19年度から特定年度の前年度までの各年度においては、**基礎年金の給付に要する費用**（特別の国庫負担の額を除く）及び**基礎年金拠出金の納付に要する費用**に対する国庫負担の割合を、「**3分の1に1,000分の32を加えた率**」とすることとした。

また、**20歳前傷病による障害基礎年金の給付に要する費用**に対する特別の国庫負担の割合を、「**100分の37**」とした（平16法附則13条，32条関係）。

㊦p. 644～645, 826 他関連

健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法（共通）

●特別会計に関する法律の制定・施行

厚生保険特別会計と国民年金特別会計が統廃合され「**年金特別会計**」とされた。これに伴い、関連法令の一部が改正された（健保法 160 条，国年法 16 条の 2，厚年法 34 条ほか関係）。

改正前	改正後
<p><健保法></p> <p>厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金</p>	<p>年金特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金</p>
<p><国年法></p> <p>国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金</p>	
<p><厚年法></p> <p>厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金</p>	

〔参考〕「船員保険特別会計」は、暫定的に存続する。

〔H19. 4. 1 施行〕 p. 543, 572, 685, 700, 827 関連

『ごうかく社労士<2007年版>』訂正表

『ごうかく社労士<2007年版>』の以下の記載に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

p. 292 箇所；口⑤（下から 3 行目～ 1 行目）

訂正前	訂正後
④ 事業主の命による外国における勤務 ⑤ ①～④に掲げる理由に準ずる理由…	④ 事業主の命による外国における勤務 ⑤ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律による一定の交流採用（雇用継続交流採用職員に係る交流採用） ⑥ ①～⑤に掲げる理由に準ずる理由…

p. 501 箇所；上から 3 行目

訂正前	訂正後
・「療養の給付，入院時食事療養費の支給又は特例療養費の支給…」	・「療養の給付，入院時食事療養費の支給， 入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給… 」

p. 541 箇所；上から 5 行目

訂正前	訂正後
（1児につき 30 万円）。	（1児につき 35 万円 ）。

p. 655 箇所；死亡した者の要件④

訂正前	訂正後
④ 第 1 号被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数＋保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 の月数が 36 月以上…	④ 第 1 号被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数＋ 保険料 4 分の 1 免除期間の月数の 4 分の 3 の月数 ＋保険料半額免除期間の月数の 2 分の 1 の月数＋ 保険料 4 分の 3 免除期間の月数の 4 分の 1 の月数 が 36 月以上…

p. 752 箇所；下から 2 行目

訂正前	訂正後
（繰上げ加算額）	（繰下げ加算額）

p. 767 箇所；下から 6 行目

訂正前	訂正後
☆調整の結果， 62 歳 から 65 歳まで支給…	☆調整の結果， 64 歳 から 65 歳まで支給…

